

同校種他教科免許状取得に要する費用の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 同校種他教科免許状取得に要する費用の助成に関する経費については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。この要綱は、新たな学習指導要領を踏まえた指導体制の構築等の推進をはかるため、必要となる普通免許状を取得しようとする教員に対し、免許状取得に必要な費用の助成に関して必要な事項を定める。

(助成の対象者及び免許状の教科)

第2条 助成の対象者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第4の規定に基づき、新たな教科について免許状（以下、「他教科免許状」という。）を取得しようとする者で、申請時点において本市の正規教員として勤務し、新たな学習指導要領を踏まえた教育活動の充実・推進に意欲のある教員で、所定の手続きにより助成の申請を行う者とする。ただし他教科免許状を取得し助成を受けた後、本市の教員又は指導主事等として3年以上勤務し、他教科免許状に関する教科指導等に従事することを承諾した者に限る。

2 特に神戸市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が取得の推進対象とする免許状の校種及び教科（以下、「重点助成対象教科」という。）は、別表1に掲げる免許状の種類及び教科とする。

(助成の対象となる費用)

第3条 助成の対象となるものは、第4条に規定する助成対象期間における講義の受講等にかかる費用のうち、他教科免許状の取得にあたり、大学等（以下、「実施機関」という。）において必要な単位の認定を行う講義で、教育委員会が適当と認めるもの（以下、「講義等」という。）に関する受講料（実習費用を含む。）、入学金、講義等に必要教材費（以下、「受講料等」という。）とする。

2 他教科免許状の取得にあたって必ずしも必要でない受講料等、補助教材費のほか、交通費、振込手数料等、インターネット回線通信料及び免許状取得申請の際に必要な証明書発行に係る手数料、収入印紙費用等は助成の対象としない。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、第6条の規定により決定する助成対象となる講義等の最も早い開始日が属する月の初日から2年間を限度とする。ただし、教育委員会が認める場合についてはこの限りではない。

(助成申請)

第5条 助成希望者は、教育委員会に対し、所属長を通じて同校種他教科免許状取得費用助成申請書（様式1）を提出する。

(助成対象者の決定)

第6条 教育委員会は、助成申請書の内容を審査し、助成対象者を決定する。

(助成の条件)

第7条 前条第1項の助成対象者は、必要となる単位を取得し他教科免許状が授与されることを条件として、助成を受けることができる。

2 助成対象者は、助成対象期間における助成対象者の講義等の受講状況や成績等について、必要がある場合に教育委員会が実施機関等へ照会することに同意するものとする。

(助成対象者決定の通知)

第8条 教育委員会は、審査の結果、助成対象者を決定したときは、所属長を通じて助成希望者に対し、同校種他教科免許状取得費用助成決定通知書(様式2-1)を送付する。

2 審査の結果、助成の対象とならない者には、所属長を通じて同校種他教科免許状取得助成申請についての審査結果通知書(様式2-2)を送付する。

(受講料等の支払い)

第9条 前条第1項の助成決定通知書を受けた助成対象者は、実施機関に受講料等を納入するとともに、実施機関の指定する方法によって、講義等を受講するものとする。

(助成金の請求)

第10条 所定の期間内に単位を取得し、免許状を取得した助成対象者が助成金の請求をするときは、次の各号を教育委員会に提出する。

- (1) 同校種他教科免許状取得費用助成請求書(様式3)
- (2) 当該実施機関の発行する成績証明書(複写で可)
- (3) 受講料等の領収書(複写で可)
- (4) その他教育委員会が指定するもの

(助成金の交付決定)

第11条 教育委員会は、前条各号の書類等の審査の完了後概ね1か月以内に、助成対象者に対して、同校種他教科免許状取得費用助成金決定通知書(様式4)を送付するとともに、受講料等のほか免許状取得に要したと認められる費用の合計額の2分の1に相当する額を助成金として支給する。

2 別表第1に定める重点助成対象教科の免許状を取得した場合には、前項の規定にかかわらず助成対象者に対して、受講料等のほか免許状取得に要したと認められる費用の合計額を助成金として支給することができる。

3 助成金額の上限は250,000円とし、助成金額の算出において100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第12条 教育委員会は助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すものとする。助成対象者は同校種他教科免許状取得費用助成決定の取消通知書(様式5)による通知を受けた場合に、この要綱に基づき教育委員会が助成した助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 助成金を受けた年度の最終日から3年以内に本市職員の身分を失ったとき（死亡、疾病その他教育委員会がやむを得ない理由があると認める場合を除く）

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

別表1

重点助成の対象とする免許状の種類		重点助成の対象とする免許状の教科
中学校教諭	二種免許状	美術、家庭
高等学校教諭	一種免許状	情報